

会社の解散と清算

Corporate dissolution and liquidation

(神奈川県弁護士会会社法研究会)

毛塚 衛

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が日本国内で流行し、日本において最初に緊急事態宣言が発せられたのは2020年4月のことである。

新型コロナウイルス感染症の拡大は日本経済にも大きな影響を及ぼした。多くの企業において売上減少が発生したことで、政府はこれらの企業の倒産を防ぐため、新型コロナ特例リスケジュールや実質無利子・無担保で融資を実行する「ゼロゼロ融資」等の経済政策を実行した。

本論稿執筆時点において、新型コロナウイルスは消滅していないものの、2023年5月8日からは「5類感染症」の位置付けとなり、当時に比べれば沈静化したといえるであろう。

もっとも新型コロナウイルスが沈静化したことで、ゼロゼロ融資等のコロナ融資を受けていた企業の経営状態がことごとく持ち直されているものではない。

むしろ、倒産を検討していた企業が、コロナ融資で一時的に延命し、コロナ融資の返済が開始したことにより、事業活動の継続を断念するケースが増加しているという報道も見聞きする。

我が国の倒産件数は2009年以降、減少傾向で推移してきた。更に、コロナ融資の影響もあって、2021年は57年ぶりの低水準となったものの、2022年は3年ぶりに前年を上回る6428件となっている¹。

また、(株)東京商工リサーチの「休廃業・解散企業」動向調査によると、2022年の休廃業・解散件数は49625件で、前年比11.8%増

となっている。

さて、本論稿は会社の解散と清算に絞って各手続について条文から手続きの流れの再確認をすることを目的としている。

会社の解散と聞いて、真っ先に想像するのは企業の債務超過による破産であると考えられるが、「解散」＝「破産」ではなく、会社法上、破産以外にも会社の解散事由は規定されている。

先に述べたとおり、現在の社会情勢からして、今後も破産を原因とする会社の解散は増加するものと考えられる。

もっとも、本論稿はあくまで、会社法研究会としての研究成果をまとめた論稿であるため、破産を原因とする会社の解散についての記載は最小限にとどめることとしたい。

破産以外の会社の解散事由としては、株主総会の決議による自主的な廃業である。

昨今、中小企業の後継者不足は深刻な問題となっており、後継者を見つけることができず、M&Aも上手くいかないことから、決算としては黒字であり、債務超過に陥っていないにもかかわらず、会社を解散・清算することを選択肢の1つとして考えている経営者も少なくない。

本論稿においては、多くの弁護士にとって事件処理を行う中では触れることの少ない会社の解散・清算の流れについて、会社法の条文を引用しつつ、手続きがいかなる流れで行われるのか、その際に気を付けるポイントがどのようなものかということを中心に解説を行っている。顧問先企業等が解散することになった場合に参照して頂きたい。

第2 会社の解散事由

1 会社法上に規定されている解散事由

解散とは、会社の法人格の消滅をもたらす原因となる法律事実をいう²。

会社法上の会社とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の4種の類型が存在する。

日本において圧倒的に多い会社の形態は株式会社であり、紙幅の関係上、本論稿においても基本的には株式会社を前提とし、持分会社は株式会社との対比の関係で必要な限度に絞って取り上げることとしたい。

(1) 株式会社の解散事由

株式会社の解散の事由について、会社法は以下のとおり定めている。

第471条（解散の事由）

株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 株主総会の決議
- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第824条第1項又は第833条第1項の規定による解散を命ずる裁判

第472条（休眠会社のみなし解散）

休眠会社（株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠会社に対し2箇月以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その2箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠会社に関する登記がされたときは、この限りでない。

2 登記所は、前項の規定による公告があったときは、休眠会社に対し、その旨の通知を発しなければならない。

(2) 持分会社の解散事由

持分会社の解散の事由について、会社法は以下のとおり定めている。

第641条（解散の事由）

持分会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 社員が欠けたこと
- 五 合併（合併により当該持分会社が消滅する場合に限る。）
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第824条第1項又は第833条第2項の規定による解散を命ずる裁判

2 解散事由別の解散手続き

(1) 定款で定めた存続期間の満了

株式会社、持分会社共通の解散事由である（会社法471条1号、会社法641条1号）。

定款で会社の存続期間を定めた場合（会社法911条3項4号、会社法912条4号、会社法913条4号、会社法914条4号）は、その存続期間の満了の時点で解散の効力が生じることになる。

なお、定款で会社の存続期間を定めている場合であっても、定めた期間満了前に株主総会の決議や合併による自主的な会社の解散をすることは妨げられず、存続期間満了前に破産手続開始の決定がなされた場合には、当然に解散する。

(2) 定款で定めた解散の事由の発生

株式会社、持分会社共通の解散事由である（会社法471条2号、会社法641条2号）。

定款により会社の解散の事由を定めた場合（会社法911条3項4号、会社法912条4

号、会社法 913 条 4 号、会社法 914 条 4 号)は、その解散の事由の発生により解散の効力が生じることになる。

なお、定款で会社の解散の事由を定めている場合であっても、当該解散の事由の発生前に株主総会の決議や合併による自主的な会社の解散をすることは妨げられず、解散の事由発生前に破産手続開始の決定がなされた場合には、当然に解散することは存続期間の満了の場合と同じく当然に解散する。

(3) 株主総会の決議

株式会社のみ解散事由である(会社法 471 条 3 号)。株式会社の解散事由のうち、破産手続開始の決定を除いて、実務上最も多いと考えられるのが株主総会の決議による解散である。

株式会社は法人格を有する独立した経済主体であるものの、その所有者は個別の株主であるため、会社の所有者たる株主に会社を存続させるか否かの決定権限を付与している。

なお、会社の解散のために必要な株主総会決議は特別決議である(会社 309 条 2 項 11 号)。

(4) 総社員の同意

持分会社のみ解散事由である(会社法 641 条 3 号)。前述のように、株式会社においては株主総会の特別決議による多数決を得ることができれば解散の決議を行うことができ(471 条 3 号、309 条 2 項 12 号)、会社を解散するという意思決定に株主全員の同意は必要とされていない。

これに対して、社員の人的個性が重視される持分会社においては、社員全員の同意が必要とされる。

また、この同意は、直ちに解散することの同意でなければならないとされている³。

(5) 社員が欠けたこと

持分会社のみ解散事由である(会社法 641 条 4 号)。株式会社において、株主が死亡

した場合、死亡した株主が保有している株式は相続人に引き継がれるのが原則である。

これに対し、持分会社では、社員の死亡が法定退社原因とされている(607 条 1 項 3 号)。

そのため、持分会社の社員が 1 人であり、相続人等による持分承継に関する定款の規定(608 条 1 項)がない場合には、持分会社に社員が存在しない事態が生じ得ることになるため、社員が欠けたことを解散の事由としている⁴。

(6) 合併

株式会社、持分会社共通の解散事由である(会社法 471 条 4 号、641 条 5 号)。合併は他の解散の事由と異なる特徴が存在する。

合併以外の解散事由により会社が解散する場合、会社の法人格は直ちに消滅せずに清算手続きを経ることになる。

合併の場合にはその効力発生日に法人格が消滅することになる点に特徴がある。

ア 吸収合併の場合

吸収合併存続会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する(会社法 750 条 1 項、752 条 1 項)。

会社が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収合併により消滅する会社については解散の登記をし、吸収合併後存続する会社については変更の登記をしなければならない(会社法 921 条)。

そして、吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない(会社法 750 条 2 項、752 条 2 項)。

なお、債権者保護手続を終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、合併の効力は発生しない(会社法 750 条 6 項、752 条 6 項)。

イ 新設合併の場合

新設合併設立会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する(会社法 754 条 1 項、756 条 1 項)。

(7) 破産手続開始の決定

株式会社、持分会社共通の解散事由である（会社法 471 条 5 号、641 条 6 号）。

会社が支払不能にあるときは、裁判所は破産法第 30 条第 1 項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する（破産法 15 条 1 項）。

裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、破産手続開始の決定をする（破産法 30 条 1 項）。

そして上記決定は、その決定の時から効力を生じる（破産法 30 条 2 項）。

ただし、解散し清算中の会社に対して、破産手続開始決定がなされた場合であっても、清算結了前であるときは、解散原因にはならないことに注意が必要である⁵。

(8) 解散を命ずる裁判

株式会社、持分会社共通の解散事由である（会社法 471 条 6 号、641 条 7 号）。

解散命令（会社法 824 条 1 項）と解散判決（会社法 833 条 1 項）の 2 種類の解散を命ずる裁判が会社の解散の事由として規定されている。

解散命令が公益の確保を目的とするのに対し、解散判決は、主に株主・社員の利益保護を目的とする制度である⁶。

ア 解散命令

解散命令とは、会社の設立が不当な目的に基づいてされたなど一定の事由に該当し、公益の確保のため、当該会社の存立を許すことができないと認められる場合に、法務大臣または利害関係人の申立てにより、裁判所が当該会社の解散を命ずる制度である⁷。

イ 解散判決

解散判決とは、株式会社においては、一定の事由がある場合に、株主の請求（株式会社解散の訴え）によって、裁判所が株式会社の解散を命ずる制度である⁸。

持分会社においてはやむを得ない事由があ

る場合には、社員が訴えをもって持分会社の解散を請求することができると規定されている（会社法 833 条 2 項）。

(9) 休眠会社のみなし解散

株式会社のみ解散事由である（会社法 472 条）。

株式会社が実際には事業を行っていないが、解散手続をしていないことで、登記上は存在したままになっている会社が存在する。

事実上破産状態であるが、経営者が夜逃げをしてしまった事案や、100%株主である経営者が亡くなったが、相続人の全てが相続放棄をした事案などが想定されよう。

そのような事業の実態のない会社が多数存在することは、登記に対する社会の信頼を害し望ましくないため、会社法は、最後に登記をした日から 12 年を経過した会社（休眠会社）に対し、法務大臣が事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、一定期間内にその届出または登記がされないときは、当該会社を解散したものとみなす制度を規定した⁹。

この 12 年という期間は、株式会社は少なくとも 10 年に 1 回は登記をするはずである（取締役任期を法が許容する最長期間である 10 年に伸長した非公開会社における役員の就任・退任の登記。会社法 332 条 2 項、911 条 3 項 13 号、915 条 1 項）という考慮に基づくものと考えられている¹⁰。

なお、特例有限会社の取締役には任期がないため、みなし解散制度は適用されない。

2 解散後の会社の継続

1 度会社が解散した場合でも、会社を解散しない状態に戻すことができる場合がある。

株式会社は、会社法 471 条 1 号～3 号までに掲げる事由によって解散した場合には、清算が結了するまでの間、みなし解散の場合には、解散したものとみなされた後 3 年以内限り、株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる（会社法 473 条 1 項）。

持分会社についても、会社法 641 条 1 号～3 号までに掲げる事由によって解散した場合には、清算が終了するまで、社員の全部又は一部の同意によって、持分会社を継続することができる（会社法 642 条 1 項）。

なお、この場合に、持分会社を継続することについて同意しなかった社員は、持分会社が継続することとなった日に、退社する（会社法 642 条 1 項）。

これらの規定は、会社についてその所有者の多数が会社を継続させたいと考えた場合に、解散という方針を変更できることとする規定である。

したがって、方針変更を会社の所有者に認めることが適切でない、合併、破産手続開始決定、解散命令または解散判決の場合には適用されない¹¹。

第3 会社の清算方法

会社が解散した場合、解散の事由が合併または破産の場合を除いて清算手続きを行うことになる（会社法 475 条 1 号、644 条 1 号）。

清算をする会社（以下「清算会社」という。）は、その事業や業務を終了させるとともに、各種の契約関係の解消、財産の換価ないし処分を行い、債務を返済して残余財産を分配する必要がある。

また、労務関係の手続、会計上の処理、税務上の届出や申告、各手続段階における登記手続等も必要になり、これらの手続を完了させると、会社の法人格が消滅する¹²。

すなわち、清算会社は上記の清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなされる（会社法 476 条、会社法 645 条）。

清算手続中の会社は、会社を閉じることのみを目的として存続しているため、その目的外の行為を行うことはできない。

例えば、解散時に残存していた商品を売却・処分し、換価することは清算事務に含まれるが、新しく製品を製造し、利益を上げるための営業取引等を行うことはできない。

また、清算株式会社は自己株式の取得（無償取得および法務省令で定める場合を除く）、剰余金の配当、株式交換、株式移転を行うことはできない（会社法 509 条、会社法施行規則 151 条）¹³。

1 株式会社の清算手続

(1) 通常清算

通常清算手続は、株式会社の清算手続のうち、その財産をもって債務を完済することができる（つまり、資産超過である）株式会社について採用される清算手続である¹⁴。

例えば、会社は黒字であるものの、後継者がいないこと等から会社が自主的に廃業する場合などに利用される。

清算株式会社の清算人には、取締役（会社法 478 条 1 項 1 号）、定款で定める者（会社法 478 条 1 項 2 号）、株主総会の決議によって選任された者（会社法 478 条 1 項 3 号）のいずれかが就任する。

このように、株式会社が清算の手続きに入ると、取締役は地位を失い、取締役に代わって清算人が選任される。

もっとも、清算人には解散時の取締役が就任するのが原則である。名前が変わるものの現経営陣で会社の撤退手続きを実施するのがこの通常清算手続きである。

上記の規定により清算人となる者がいないとき（会社法 478 条 2 項）、裁判所による解散命令又は解散の訴えによる解散を命ずる裁判によって解散したとき（会社法 478 条 3 項）、設立無効判決、株式移転無効判決が確定したとき（会社法 478 条 4 項）は、裁判所が利害関係人の申立てにより清算人を選任することとなる。

就任した、選任された清算人は、会社の解散から 2 週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない（会社法 926 条）。

なお、会社法 478 条 1 項 1 号に掲げる者が清算株式会社の清算人となったときは、解散の日から 2 週間以内に、その本店の所在地に

において、清算人の氏名（会社法 928 条 1 項 1 号）、代表清算人の氏名及び住所（会社法 928 条 1 項 2 号）、清算株式会社が清算人会設置会社であるときは、その旨（会社法 928 条 1 項 3 号）の登記をしなければならない。

また、清算株式会社は、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内（2 カ月以上の期間）にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、格別にこれを催告しなければならない（会社法 499 条 1 項）。

同じく、清算人はその就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならず（会社法 492 条 1 項）、順次、清算人の業務として、現務の終了（会社法 481 条 1 号）、債権の取立て及び債務の弁済（会社法 481 条 2 号）、残余財産の分配（会社法 481 条 3 号）を行う。

通常清算では、会社財産の換価、債権者に対する債務の弁済、残余財産が残った場合にはこれを株主に分配するという一連の手続きを行うことにより、最終的に会社の資産と負債をいずれも 0 にすることで手続きを終了させる。

他方、清算株式会社の清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告を作成しなければならない（会社法 507 条 1 項）。

そして、当該決算報告について、清算人は株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない（会社法 507 条 3 項）。

清算株式会社の清算が終了したときは、決算報告書の承認の日から 2 週間以内に、その本店の所在地において、清算終了の登記をしなければならない（会社法 929 条 1 号）。

清算終了後も、清算人は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から 10 年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料を保存しなければならない（会社法 508 条 1 項）。

(2) 特別清算

特別清算手続は通常清算手続の特別類型と

いう位置付けであるため、特別の規定がない場合には通常清算の規定がそのまま適用される。

裁判所は、清算株式会社に次に掲げる事由があると認めるときは、第 514 条の規定に基づき、申立てにより、当該清算株式会社に対して特別清算の開始を命ずる（会社法 510 条）として大きく 2 つの事由を定めている。

具体的には、①清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること（会社法 510 条 1 号）、または、②清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない疑いがあること（会社法 510 条 2 号）である。

清算会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない（会社法 511 条 2 項）。

なぜなら、債務超過のおそれが現実化した場合には、債務超過を解消して清算手続を結了させる必要があり、通常清算の方法では会社の資産と負債を 0 にすることは不可能となるためである。

また、清算人がその業務の過程において、清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない（会社法 484 条 1 項）。

この場合、清算人は、清算株式会社が破産手続開始決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとして扱われる（会社法 484 条 2 項）。

債務超過の株式会社について行われる清算手続であるという点で、特別清算と破産は共通する。

破産に移行した場合、当該法人の手続は会社との関係では第三者である破産管財人が主導することになる。

他方で、特別清算に移行した場合には、裁判所の命令によって開始し、清算人は裁判所の監督下に置かれるものの、解散の際に会社の清算人に就任した旧取締役がそのまま手続を遂行するのが原則（会社法 523 条）である

ため、通常清算との連続性を保ったまま、清算事務の遂行が可能である。

特別清算に移行した場合であっても、手続きを進めた結果、債務超過でなければ通常清算と同様の手続において清算終了をすることになる。

特別清算手続には、実務上、次の2つの進め方がある。

ア 協定型

債権者集会を開催して協定の決議を得て、協定に基づく弁済を行う類型

イ 和解型

清算株式会社と各債権者間で個別に弁済方法及び債権放棄について和解を行う類型

清算株式会社は、債権者集会に対し、協定の申出をすることができる(会社法563条)。

この協定においては、協定債権者の権利の全部又は一部の変更に関する条項を定めなければならない(会社法564条1項)、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準を定めなければならない(会社法564条2項)。

協定は債権者の権利を変更することを内容とするため、債権者集会における協定可決の要件は加重されている。

具体的には、①出席した議決権者の過半数の同意(会社法567条1項1号)と、②議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意(会社法567条1項2号)のいずれも必要とされている。

協定が可決されたときは、清算株式会社は、遅滞なく、裁判所に対し、協定の認可の申立てをしなければならない(会社法568条)。

協定が債権者集会において可決され、裁判所の認可を経て確定すると、その趣旨に沿って清算人が債権者に対して、債務の弁済を行うことになる。

協定の実行上、必要があれば、協定の内容を変更することができる(会社法572条)。

協定の遂行が完了すると、清算人、監査役、

債権者、株主または調査委員の申立てにより、裁判所は特別清算終結の決定を行う(会社法573条)。

裁判所の特別清算終結の決定により、特別清算手続は完了する。

以上のとおり、会社法上、特別清算は協定型を原則として各規定が設けられている。

しかしながら、実務の運用は協定型よりも和解型の件数が多い。

債権者が多数存在し、権利関係が複雑な場合に清算株式会社が債務超過の場合には破産が選択されることが通常である。

実務上、特別清算手続が選択されるほとんどのケースは、債権者が少ない場合である。

債権者としても、破産手続のなかでの配当手続は債権者平等の観点から、画一的な運用となっており、個別の意向を反映させることが困難であるのに対し、特別清算による場合には、清算株式会社との間で柔軟に弁済や債権放棄について協議ができるというメリットが存在する。

2 持分会社の清算手続

通常清算手続については、株式会社とそのほとんどが共通している。

持分会社のうち、合名会社と合資会社には1人以上の無限責任社員が存在することから、債権者に対する公告及び個別催告は不要とされている(会社法660条1項)。

また、前述のとおり、特別清算手続は株式会社のみ認められているため持分会社は利用することができない(会社法510条)。

第4 会社の解散・清算と解雇

最後に、会社法には規定されていないが、清算会社の労務関係について少し述べる。

会社は、解散したとしても、破産・合併を除き、清算手続きに移行する。

そして、清算会社については清算人以外の関与が認められないものではないため、清算のために必要であれば、清算会社の清算結了までの間、法人格を有している以上、清算会

社において従業員を雇用することは可能である。

しかしながら、清算手続きは会社を閉じる手続きであるため、いずれは従業員を解雇することになる。

使用者が会社であって、その会社が解散する場合、清算手続きが完了すれば法人格は消滅し、当該法人と従業員との間の労働契約関係も当然に消滅する¹⁵。

通常、清算人は、従業員との労働契約についても、退職金等を支払いつつ、任意退職ないし解雇を実施することになる¹⁶。

会社が解散するに際して行われる解雇であっても、労働基準法上の解雇予告義務や労働契約上の解雇協議義務は適用される。

とはいえ、解雇が解散による企業廃止に伴うものである場合には、当該解雇については、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると是認できる場合に該当するとされている。

上記のように、会社の解散に伴う解雇は、企業が存続しつつ人員削減措置をとる整理解雇とは異なるので、整理解雇の法理は適用されないと解されている¹⁷。

第5 おわりに

本論稿を執筆するにあたり、多くの文献にあたったが、解散・清算手続きに限れば、会社法上にほとんどのルールが規定されており、重要な判例法理のようなものは多くはなかった。

はじめに述べたとおり、企業の倒産は社会問題化しており、今後破産以外の解散事由による会社の解散及びそれに伴う清算手続きを弁護士が業務として取り扱うことも増えてくることが考えられる。

本論稿は、会社法研究会として執筆をしたものであるため、あくまで会社法の条項をまとめて整理したにすぎず、解散・清算手続きにおいては会社法以外の知識も多く求められる。最後に触れた労働法との関係は勿論であるが、法務・労務以外の観点でも、特に会計・税務

分野の知識が不可欠であり、倒産を検討している会社の顧問税理士との連携は不可欠といえよう。

会社の解散の場合、税理士業務においても平時では取り扱わない①解散した場合の事業年度、②解散した場合の設立当初からの欠損金の損金算入、③仮装経理の是正・還付当、④欠損金の繰戻し還付請求、⑤解散による残余財産の分配の5つの制度を代表として極めて専門的な知識が要求されることとなるため、慎重な対応が必要な分野と言える。

筆者も本論稿の執筆を機に、会社の解散・清算に関する周辺知識の拡充に励みたい。

以上

1 2023年版・中小企業白書

2 江頭憲治郎・中村直人編「論点体系会社法<第2版>4」53頁（第一法規・2021年）

3 前掲・「論点体系会社法<第2版>4」・538頁

4 前掲・「論点体系会社法<第2版>4」・537頁

5 太田達也「<第3版>解散・清算の実務」完全解説」4頁（税務研究会出版局・2023年）

6 田中亘「会社法〔第4版〕」・755頁

7 前掲・「会社法〔第4版〕」・755頁

8 前掲・「会社法〔第4版〕」・755頁

9 前掲・「会社法〔第4版〕」・757頁

10 前掲・「会社法〔第4版〕」・757頁

11 前掲・「会社法〔第4版〕」・758頁

12 尾島史賢著「株式会社・各種法人別清算手続マニュアル - 手続の選択から業種別の注意点まで - 」26頁（新日本法規出版株式会社・令和元年）

13 前掲・「<第3版>解散・清算の実務」完全解説」・7頁

14 前掲・「株式会社・各種法人別清算手続マニュアル - 手続の選択から業種別の注意点まで - 」・26頁

15 菅野和夫「労働法12版」761頁（弘文堂・令和元年）

16 前掲・「労働法12版」・761頁

17 大阪高判平成15年11月13日判決